

「半島税制」で、 お得に設備投資！

税負担
軽減

法人税・固定資産税などの軽減のチャンス！

法人税・所得税の軽減（国税）

対象業種の事業者が対象設備の取得、
建設等を行った場合、5年間、割増償却
（減価償却の特例）できます。

固定資産税などの軽減（地方税）

広島県では、事業税、不動産取得税、
江田島市では固定資産税の税率が優遇さ
れています。

幅広い
対象

対象
業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（注1,2）

取得、建設、改修などに適用

対象
設備

機械・装置、建物・附属設備、構築物（注3）



中小
企業応援

最小で500万円の設備投資から利用可能！

製造業と旅館業は事業者の資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず最小で500万円の設備投資から利用可能。

優遇期間は最長5年間！

国税の優遇（割増償却）は5年間。地方税も広島県では事業税3年間、不動産取得税（取得時）、江田島市では固定資産税を3年間優遇。



■ 国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

一般的な国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件を記載しています。詳細は広島南税務署または江田島市役所税務課にお問い合わせください。

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属 設備、構築物に係る新增設
取得 価 額 ※1	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上※2		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5年間		

※1 補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額。

※2 農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

■ 地方税優遇措置の対象設備、特例内容等の要件

各地域で適用される優遇措置の具体的な要件などは広島県西部県税事務所各担当課・江田島市役所税務課にお問い合わせください。

県税(事業税/不動産取得税)の特例措置			市税(固定資産税)の特例措置	
税区分	事業税	不動産取得税	対象	家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地等の新設または増設
対象	国税の特別償却の適用を受ける設備を新設または増設	特別償却設備である家屋の新設または増設及びその敷地である土地の取得	特例内容	3か年度の税率を優遇 [初年度] 0.07% [第2年度] 0.35% [第3年度] 0.70%
特例内容	3か年度の税率を優遇 [初年度] 通常税率× 1/2 [第2年度] 通常税率× 3/4 [第3年度] 通常税率× 7/8	不動産取得時の税率を優遇 [家屋] 0.4% [土地] 0.3%		

※ 補助金を活用して設備を取得等した場合には、当該補助金の額を差し引いた金額が対象。

詳しい制度の内容がわかる動画を公開中！！

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=F6VQAc211Mc>



半島税制に関するお問い合わせ先

国税優遇措置

広島南税務署
Tel : 082-253-3281

県税優遇措置 (事業税/不動産取得税)

広島県西部県税事務所
(事業税) 法人課税課
(不動産取得税) 不動産税課
Tel : 082-228-2111 (代)

市税優遇措置 (固定資産税)

江田島市役所
税務課
Tel : 0823-43-1636

半島振興対策全体

江田島市役所
企画振興課
Tel : 0823-43-1630

(注1) 国税優遇措置については、半島振興法に基づく「産業振興促進計画」を作成している市町村(令和3年2月時点で全市町村作成済み)内において、当該計画の対象業種の事業者が行った設備投資に適用。

(注2) 「農林水産物等販売業」：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業(例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、肉肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業等)
「情報サービス業等」：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業等

(注3) 各地域ごとに税制の適用対象業種・設備が定められています。詳しくは江田島市企画振興課にお問い合わせください。